

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等
の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について【概要】

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

1. 制定の趣旨

- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日については、一部の規定を除き、公布の日（令和7年6月11日）から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、本政令により当該施行期日を定める。

2. 制定の内容

- 改正法により、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられる「カスタマーハラスメント」及び「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」に関して、事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に係る期間や、改正内容の十分な周知及び企業における準備に要する期間を設ける必要があることを踏まえ、改正法の施行期日を令和8年10月1日とする。

3. 根拠条項

- 改正法附則第1条

4. 公布日

- 公布日：令和8年2月（予定）